九、新ニ就職シタル従業員ハ男女共組合ニ加入セシムルコト

解決、

一、従業員ヲ解雇セシ場合ハ解雇手当二ヶ月分ヲ支給

二、公休日ハ給料支給　但シ一ヶ月皆勤者ニハ一ヶ月給ハ割一日分支給

三、能率増進ノ為出来高割当ハ会社側ヨリ従業員ニ五分

ノ平等ニ之ヲ分配ス、

四、給料ハ毎月五日二十日ノ二回ニ支給シ且労働力ニ正比ス、

五、従業員死亡シタル場合ハ葬儀料トシテ五十円ヲ支給ス、

六、実施期日ハ即日ヨリトス

⑨会社名　市原東京おしゃれ撚織製作所、

所在地、　東京府下蒲田町新宿、

労働者、　二五名、

参加者、　全部

外来者紡工場、

争議経過、

会社ハ九月七日四十余名ノ職工ヲ解雇シ、井戸工場長ヲ解雇セシ

ガ之ニ同情セル職工ハ反対運動ヲ開始シ蒲田労友会ニ依頼

交渉ヲ依頼セシニ従業員側ニ於テ依頼シ同盟罷業ニ入リ近藤

武男氏ノ仲裁ノ結果ノ仲介ニテ解雇手当ヲ要求シタルモ

会社ハ同盟罷業ト見做シ之ニ応セス

右来労働者ノ仲裁結果五日目ニ至リ支給之ヲ承認シ九月廿七日解

決、

⑩東京セルロイド株式会社、

所在地、　東京府下王子町堀之内

労働者、　男一八三名、　女三一三名　計四九六名、